

平成 25 年度 第 8 回役員会議事録

期 日：平成 26 年 3 月 2 日（土）10：00～13：00

場 所：市原市三和保健福祉センター（サンハート）2F ボランティアルーム

出席者：飯岡秀之、伊藤満、石井正彦、忍 司、酒井正則、滝口仲秋、千葉 均、中内貞夫
中澤恵子、畠山直久、吉岡久一+介護者（菊池）

◎会議の前に「脊損ちば」第 112 号の発送準備をおこなった。

【一般経過報告】

1. 第 2 回みんなの音楽会について

平成 26 年 2 月 23 日（日）千葉リハビリテーションセンターホール

今回もかなりの参加者があった。約 130 名

(1) 協賛スポンサー

1. 障害を抱える方の自立生活サポート『アイバード生活センター』 2. オリジナル印刷『サンコーユニット(株)』 3. イタリア料理『プリマヴェーラ』 4. カフェショップ『グランピー』 5. 介護施設『オールプロジェクト』 6. 恵比寿のシャツ屋『カーサ・カミーチャ』 7. 屋根・雨どい専門店『富田瓦店』 8. 福祉車両総合メーカー『(株)ニッシン自動車工業』 9. (社)全国脊髄損傷者連合会 10. 内装工事『金谷新心漢堂』 11. ファミリーサポート『ひるがお』 12. 不動産屋『(有)古川設計』 13. 知的障がいを持った方が働き暮らし集う場所『社会福祉法人教友会』 14. デイサービス・グループホーム『麟』 15. 介護保険サービス『(株)ノバ・メディクス』 16. 住宅リフォーム『トーヨー施行サービス』 17. まちのビジネスドクター『和田宏視税理士事務所』 18. 介護事業所『なのはなメイト』 19. 高齢になっても障がいがあっても旅をあきらめないで『NPO 法人高齢者・障がい者の旅をサポートする会』

(2) 寄付：中内貞夫氏

(3) 後援していただいた千葉県、千葉テレビ、かずさエフエムに 2/27 報告書を送った。

(4) 会計報告：今年度は県共同募金を受けなかったが、協賛スポンサーが目標件数取得できたことと、寄付などもあり支部からの補助が約 4 千円（予算：5 千円）で済んだ。

2. 千葉リハピアサポートについて 担当：飯岡

1) 2/20 グループピアサポート（胸腰損対象）テーマ「利用できる福祉サービス」

参加者：忍、伊藤、石井

3. 脊損ちば第 112 号発行

1) 原稿作成担当

- ・「支部長年頭のご挨拶」「平成 25 年度事業報告」「平成 26 年度事業計画案」「畠山氏ロールモデル」：石井
- ・「平成 25 年度決算報告（暫定）及び平成 26 年度予算案」：「車椅子テニス紹介と会員募集」：忍
- ・「子育て日記～シンマイ父さんが行く」：露崎
- ・「My Style vol.11」：進藤
- ・「第 15 回グラウンドゴルフ大会のご案内」他編集含む：千葉

4. その他

1) 会員の動き

3 月入会 高橋枝里子さん（白井市）

2) 2 月エネオス ASSOC カード契約価格

ハイオク=159.0 円/リットル レギュラー=149.0 円/リットル 軽油=127.0 円/リットル

【本部報告事項】

1. 公益社団法人移行に伴う定款他諸規定改訂のための臨時総会
平成 26 年 3 月 4 日 東京都障害者スポーツセンターにて 石井出席予定
2. 脊髄損傷者患者の社会参加ガイドブック製作について
「住宅改造編」と「移動編」のゲラが完成したので 4 月には各支部に配布予定
3. 第 13 回総会神奈川県大会について
平成 26 年 6 月 1 日（日）・2 日（月）・3 日（火）伊勢原市
参加予定者：石井、伊藤（本部理事）
開催要項が届き次第メールでお知らせする。

【今後の支部活動予定及び審議事項】

1. 平成 25 年度会計監査実施について
3 月 26 日に実施予定 会計：忍、中内 会計監査：中澤、畠山
2. 平成 26 年度定期総会について
日程：平成 25 年 4 月 6 日（日）10 時～15 時
会場：市原市保健福祉センター（サンハート）2F ボランティアルーム
1) 役割分担
①総会司会進行 担当：吉岡
②資格審査報告 担当：千葉
③議長 担当：飯岡
④第 1 号議案 平成 25 年度活動報告（脊損ちば 112 号 4～5 ページ参照）担当：石井
⑤第 2 号議案 平成 25 年度会計報告（脊損ちば 112 号 6 ページ参照）担当：忍
平成 25 年度監査報告 担当：中内（代理）
⑥第 3 号議案 平成 26 年度事業計画案報告（脊損ちば 112 号 5 ページ参照）担当：石井
カラオケ交流会を復活させる。
⑦第 4 号議案 平成 26 年度予算案報告（脊損ちば 112 号 6 ページ参照） 担当：忍
⑧記念集合写真 担当：吉岡、石井
⑨昼食・飲み物準備 担当：飯岡
⑩議案書作成 担当：石井
3. 第 15 回グラウンドゴルフ大会について
5 月 10 日（土）茂原長生の森公園 雨天時は中止
受付：10 時～ 試合開始：11 時 会費：1,500 円
申し込み締め切り 5 月 2 日
参加予定者：忍、中内、石井
役割担当については平成 26 年度の役員会にて決める。
4. その他
1) 来年度の定例役員会スケジュール
4/6、6/22、8/10、10/5、11/2、1/18、3/1 全て日曜日
いずれもサンハート 2F ボランティアルーム（11/2 のみ研修室）
2) 提案事項
支部ボランティア受け入れについて
千葉県支部の円滑な運営のためボランティアを受け入れてはとの提案があり、平成 26 年度の総会に提案事項として「千葉県支部ボランティアスタッフ規則」を作成することとした。（資料を 3～4 ページに掲載）

全国脊髄損傷者連合会 千葉県支部ボランティアスタッフ規則（案）

（目的）

第1条：本則は、全国脊髄損傷者連合会千葉県支部（以後「支部」という。）が、支部の円滑な運営のため、正会員、賛助会員以外にボランティアスタッフを受入れ、活動の手助けを受けること定める。

（募集）

第2条：支部は、ボランティアスタッフになるための人材を、随時募ることができる。

（登録）

第3条：支部は、本人の申し出により所定の手続きにてボランティア登録を願い出た者につき、ボランティア名簿に氏名、性別、年齢、住所、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を登録する。

2.前項にかかわらず、ボランティア名簿に本会の正会員および賛助会員は、登録することができない。

3.ボランティア名簿は、支部長または支部長から委任を受けた役員が管理し、支部は登録された情報を本則の目的以外には使用しない。

4.支部は登録された情報を本人の許可なく、一切漏洩しない。

5.登録の期間は永久とする。

（削除）

第4条：ボランティアは、本人の申し出によりいつでもボランティア名簿から登録された情報の全部または一部を削除することができる。

第5条：支部は、ボランティア名簿に登録された者が、本則の目的達成を阻害する恐れがあり登録に不相当と判断した場合、総会または役員会の決定によりボランティア名簿から削除することができる。

（受入れ）

第6条：支部は、総会、役員会その他支部の（準備を含む）イベント（以下「行事」という。）を行うにあたり、ボランティア名簿に登録された者の中からボランティアスタッフを受入れることができる。

2.支部長または支部長から委任を受けた役員（以下「担当役員」という。）は、受け入れに際してボランティア本人に参加の可否を聴取し、行事ごとにボランティアスタッフを決定する。

3.担当役員は、決定したボランティアスタッフに対し受入れの事実を連絡し、活動の依頼を行うとともに参加の了承を得る。

4.受入れの人数は、総会、役員会その他支部のイベントごとにその都度決定する。

（ボランティアスタッフの役割）

第7条：ボランティアスタッフは、支部が行事中の活動を円滑かつ安全に行うため、役員の手配のもとその活動をサポートする。

（交通費）

第8条：ボランティアスタッフは、行事に参加する際に活動の場への往復に必要な交通費については、原則自己負担とする。

2.前項にかかわらず、移動距離が長く、社会通念上相当と思われる交通費を大きく超えるような場合は、支部がボランティアスタッフの交通費を負担することもある。

3.前項の場合、支部は受入れ事実の連絡に際し、ボランティアスタッフにその旨を伝える。

（行事費用）

第9条：支部は、ボランティアスタッフが行事に参加する際、必要となる費用（会費等）については、原則負担する。

2.前項にかかわらず、ボランティア活動に対し社会通念上相当と思われる費用を大きく超えるような場合

は、ボランティアスタッフに費用の全部または一部を負担してもらうことがある。
3.前項の場合、支部は受入れ事実の連絡に際し、ボランティアスタッフにその旨を伝える。

(ボランティアスタッフの権利)

第10条：ボランティアスタッフは、次の権利を有する。

- (1) ボランティアの自発的な意思に反して、役職、責任、業務、その他の負担（以下「役職等」という。）を強いられない権利（ただし、ボランティアの自発的な意思に基づき承諾した役職等に附帯する負担等を除く。）
- (2) 行事に参加してボランティア活動の意義を得る権利
- (3) 行事に参加してボランティアスタッフ自身も楽しむ権利
- (4) その他、本則に定める権利の保障を求める権利

(ボランティアスタッフの義務)

第11条：ボランティアスタッフは、次の義務を負う。

- (1) 本則に従うこと
- (2) 行事に参加して知り得たすべての情報については、支部の許可なく一切漏洩しないこと
- (3) 支部、全国脊髄損傷者連合会、正会員および賛助会員の名誉又は信用を失墜させる行為又はそのおそれがある行為を行わないこと
- (4) ボランティア活動中において、行事参加者の生命、身体、財産の安全脅かす行動を行わないこと
- (5) 自己の責任において行事に参加すること

(支部の義務)

第12条：支部は、次の義務を負う。

- (1) 本則に従うこと
- (2) ボランティアの活動が円滑に行うことができる環境を整備すること
- (3) ボランティア活動中におけるボランティアスタッフの生命、身体、財産の安全に配慮し、必要な措置を講じること
- (4) ボランティア活動中におけるボランティアのリスクについて、その軽減、回避を図ること

以上

平成26年4月6日施行